

第6章 推進体制

第6章 推進体制

1 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方

(1) 全庁的な取組体制の構築

これまでは、公共施設の所管課ごとに保有する公共施設の維持管理や情報把握を推進してきましたが、今後は全庁的な取組体制を次のように構築します。

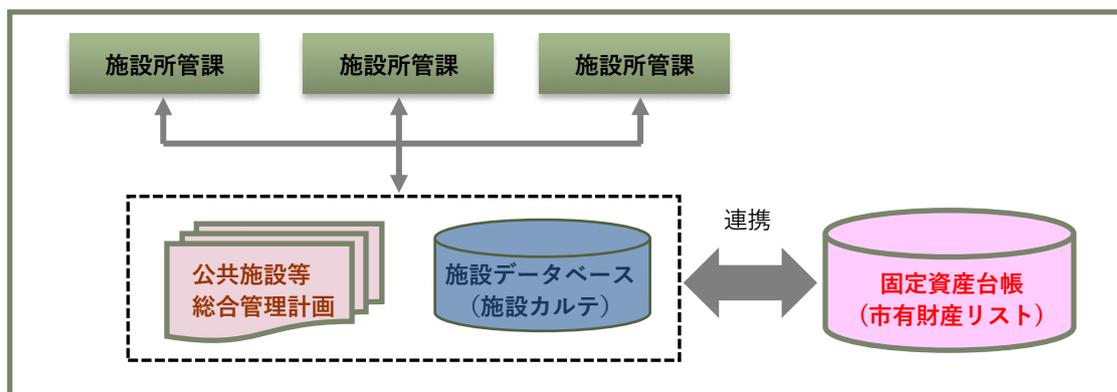
- ◆ 公共施設等の情報の一元管理に関する仕組みづくりを進めます。
- ◆ 庁内の調整や方針の改定、目標の見直しなどを検討していきます。
- ◆ 公共施設等のマネジメントの推進にあたっては、財政部局との密接な連携のもと、事業の優先順位等を検討していきます。

(2) 情報管理・共有のあり方

公共施設等のマネジメントの推進には、人件費や修繕費等の維持管理費用、利用状況や費用対効果など、必要な情報を適宜把握し分析する必要があります。そのため、次のような情報管理・共有のあり方を構築します。

- ◆ 今回把握した各施設の情報を一元的に扱えるデータベースとして活用します。
- ◆ 各施設の所管課から修繕履歴や建替え等に関する情報を更新できる仕組みを検討します。
- ◆ この仕組みで一元化されたデータから施設の利用状況や点検結果等を把握し、そのうえで、個別施設計画及び長寿命化計画策定・更新・改定のための基礎情報としての活用、余剰施設の抽出、施設の再編・再配置に向けた検討を進めます。
- ◆ 固定資産台帳などとの連携を図り、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めます。

図 6.1.1 情報の管理・共有のイメージ



2 フォローアップの実施方針

本計画を実行性のあるものにするため、以下に示す PDCA サイクルを実施していくことが重要です。

① 計画 (PLAN)

上位・関連計画との整合に留意して、本計画を策定します。

② 実施 (DO)

本計画に基づき、点検・診断の実施及び結果の蓄積等による情報管理や、再編・再配置の実施方針の策定及び推進等による公共施設等のマネジメントを庁内横断的に実施します。

③ 検証 (CHECK)

供給、品質、財務の観点や、施設データベースの活用などにより定期的に評価・検証を実施します。

④ 改善 (ACTION)

評価・検証の結果、機能の低下や利用者の減少などが認められた場合には結果を踏まえて費用の削減や機能の更新などを実施します。

また、必要に応じて「PLAN (計画)」を見直します。

図 6.1.2 フォローアップの実施イメージ

